

京都市子ども医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年7月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第 32号

京都市子ども医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市子ども医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式（表面）備考以外の部分中

「

生	年	月	日		年	月	日	※
---	---	---	---	--	---	---	---	---

を

「

生	年	月	日		年	月	日
---	---	---	---	--	---	---	---

に改め、同様式（表面）

備考を削り、同様式（裏面）注意事項2中「組合員証」の右に「（電子資格確認（京都市子ども医療費支給条例施行規則第1条各号に掲げる法律に規定する電子資格確認をいう。）による場合には、個人番号カード）」を加える。

第2号様式（表面）備考以外の部分中

「

生	年	月	日		年	月	日	※
---	---	---	---	--	---	---	---	---

を

「

生	年	月	日		年	月	日
---	---	---	---	--	---	---	---

に改め、同様式（表面）

備考を削り、同様式（裏面）注意事項2中「組合員証」の右に「（電子資格確認（京都市子ども医療費支給条例施行規則第1条各号に掲げる法律に規定する電子資格確認をいう。）による場合には、個人番号カード）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)